

**鳥飼地区 一団地の都市安全確保拠点施設の
都市計画決定（摂津市決定）案の説明会 要点録**

日時：令和4年12月8日（木）

18:00 ～ 20:40

場所：ゆうゆうホール鳥飼西

（出席者）

■住民：16名

■運営関係者：

所 属		役 職	氏 名
摂津市	市長公室政策推進課	参事	湯原 正治
	〃	主幹	衣川 智久
	〃	副主査	近重 佑太朗
	総務部	理事	辰巳 裕志
	建設部	参事	寺田 満夫
	次世代育成部こども教育課	課長	浅田 明典
株式会社 オオバ	大阪支店まちづくり計画部計画設計課		井上 敬雄
	〃		伊勢 聡史

（議事次第）

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 資料説明
4. 質疑応答
5. 閉会

・配布資料「鳥飼地区 一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定（摂津市決定）
について」の説明

（配布資料）

- ・鳥飼地区 一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定（摂津市決定）について

【都市計画案について】

(住 民) とりかいこども園の計画区域の形状が以前と異なっている理由は何か。

(市) これまで鳥飼西小学校と協議を重ねた結果、とりかいこども園と鳥飼西小学校の土地を交換することとなった。

(住 民) とりかいこども園に隣接する道路の拡幅は都市計画の区域外なのか。また、今回の説明会の対象外なのか。

(市) 道路の拡幅については、都市計画道路鳥飼下新在家線との接続部分から鳥飼西小学校の正門付近までの道路をとりかいこども園の土地の一部を後退し拡幅する予定だが、今回の都市計画には含まないで別の事業として実施する予定としているため、今回の説明会の対象ではない。

(住 民) 道路拡幅によって鳥飼西小学校ととりかいこども園の土地が減ってしまうということか。

(市) 鳥飼西小学校やとりかいこども園の土地を減らすことにはなるが、各施設の機能を十分に果たすための土地は確保している。

(住 民) 整備される各施設は役に立つのか。

(市) 鳥飼地域で千年に一度の想定最大浸水が発生した際には、避難できる場所が少ない。そのため、公共施設の老朽化に伴う建替え時には施設を高台化できないか検討し、水害時の拠点をつくる。そして、高台化された拠点をネットワーク化し、水害時の避難でも各拠点を行き来し広域避難につなげる拠点をつくる高台まちづくりを進めたいと考えている。

(住 民) 鳥飼西小学校を含めた事業というのは考えていないのか。

(市) 鳥飼西小学校の3, 4階は想定最大浸水時にも浸水しないため、現時点では検討しておらず、今後建替え等で新しく建てる施設について検討する。

(住 民) 滅多に堤防は切れないので、河川防災ステーションは不要ではないか。また、建設地は鳥飼地域でないといけないのか。

(市) 鳥飼地域はハザードマップで示される通り、水害のリスクが高い場所であるため、国と市で河川防災ステーションをつくらせていただきたい。そのために都市計画の手続きを行うということにご理解いただきたい。

(住 民) 河川防災ステーションをつくること自体は悪いとは思わないが、本当にここで良いのか。とりかいこども園も河川防災ステーションと一体で建てた方が良いのではないか。

(市) まずは、水害のリスクに対して取り組む必要があるという考えから、淀川に河川防災ステーションを整備することを国と市の共同事業として決定した。

(住 民) 都市計画を決定しないと国から交付金がもらえないのではないのか。

(市) 水防センター及びとりかいこども園について、国からの交付金を活用して整備する予定としている。

- (住 民) 都市計画決定の意義を説明してほしい。市民にとって施設整備にどんなメリットがあるのか。
- (市) 河川防災ステーションを核とした高台まちづくりを進めるため、これらの施設整備には国の交付金を活用することを考えており、そのための手続きとして都市計画決定を行おうとしている。メリットは、整備費用の1/2を国からの交付金を活用して整備できるという点である。
- (住 民) 国の交付金はとりかいこども園の整備に対するものか。
- (市) 交付金の対象については、とりかいこども園の災害時の避難に係る機能の整備や河川防災ステーションの上面に建てる水防センターが対象である。
- (住 民) 河川防災ステーションの建設予定地に位置する山星屋は立ち退きに了承しているのか。また、市は移転先を用意しないのか。
- (市) 山星屋とは協議を進めており、施設整備に協力してもらうことで合意している。市が立ち退きさせようとしているのではなく、移転先については山星屋が探すことになっている。
- (住 民) 公聴会について、公述人の人数の定員はあるのか。また、公述人は何人程度出席する予定なのか。
- (市) 公述人の人数に定員はない。公述人の出席人数は未定である。なお、公述が可能な人は、利害関係者となる都市計画の区域内に住所を持つ住民や区域内に土地を持つ地権者である。
- (住 民) 今回の説明会に、利害関係者は来ているのか。
- (市) 利害関係者に説明会を行うことは告知している。
- (住 民) 今回、住民から挙げた意見は都市計画審議会にはどのように報告されるのか。
- (市) 都市計画の決定の流れについて、公聴会での公述人というのは計画区域に住んでいる方等の権利を有する利害関係者が対象となる。その後、都市計画の縦覧として都市計画案を市役所で公開するので、区域外の住民等も意見書にて意見を述べていただくことができる。都市計画審議会には都市計画案に対する住民意見として報告される。
- (住 民) 都市計画審議会の議事録は公開されるのか。
- (市) 市ホームページにて公開する。

【その他、都市計画以外に関する住民からの個別意見等について】

<河川防災ステーションについて>

- (住 民) 夜間等、治安面の悪化を懸念しているので防犯面や治安面の対策をしてほしい。
- (住 民) 整備工事による家屋の損傷等については、きちんと補償してほしい。
- (住 民) 河川防災ステーションの工事の際には周辺道路は通行できなくなるのか。

- (住 民) 河川防災ステーションが国の直轄事業であるなら、国の担当者が来て説明した方がよい。
- (住 民) 河川防災ステーションよりスーパー堤防をつくるべきである。
- (住 民) 住民に対し、河川防災ステーションや水防センターのメリットを説明する必要がある。
- (市) 河川防災ステーション整備については、改めて国と合同で説明をする機会を設ける予定としている。また、水防センターの機能や、河川防災ステーションの上面利用等については、今後住民等の皆さんと検討していく予定としている。

<とりかいこども園について>

- (住 民) とりかいこども園の避難者の収容人数が決まっていない等、具体的なことが決まっていないので、本当に役に立つのかわからない。
- (市) とりかいこども園の2階は園児の垂直避難に用いられ、3階は児童センターとして位置付けているため、地域住民が避難できるように開放される予定としている。

<道路について>

- (住 民) まちづくりがきれいな街はきちんと区画整理されているから、都市計画を決める前に区画整理を行い、道路整備について考えるべきである。
- (市) 道路に対する意見として受け止める。

<その他>

- (住 民) 都市計画手続きの一環としての説明ではなく、住民が納得できる説明会を行うべきである。
- (住 民) 今回整備される施設は市民のための施設となるので、住民を巻き込んでいく必要がある。住民が理解できるように説明方法を工夫してほしい。
- (住 民) 住民が不安や疑問に思っていることをきちんと説明し、回答してほしい。特に、この事業で住民にとって環境がどう変わるかという点を丁寧に説明してほしい。
- (市) 10月、11月にも当該施設について同様の説明をしているが、説明の分かりやすさや住民を巻き込んでいく方法等、市として改善できる部分は改善していくつもりである。

以上